

水産増殖懇話会委員会運営規程

(委員会の運営)

第 1 条 本委員会は、公益社団法人 日本水産学会委員会等設置規程第 2 条、第 11 条及び第 19 条に拠り運営する。
(委員長及び副委員長)

第 2 条 本委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

2 委員長及び副委員長の選出は、委員会等設置規程第 2 条第 3 項の規定に拠る。

3 委員長及び副委員長の任期は 2 年とし、引き続き再任することはできない。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

2 委員長は、議事録を委員全員に配布する。

3 委員長は、審議の結果を水産増殖担当理事に報告する。

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、年 2 回 (春・秋) 定期的に関くほか、必要に応じ随時開催する。なお、書面による審議をもって委員会の開催に代えることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、原則として引き続き 10 年を越えることはできない。

(委員会の審議事項)

第 6 条 委員会は、学会と産業界を対象とする懇話会、講演会、研究会等を企画し、開催等に係る審議をする。

(委員会の経費)

第 7 条 本委員会の経費は、学会事業費その他をもって充てる。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

(平成 25 年 6 月 8 日 一部改正)

(平成 27 年 2 月 28 日 一部改正)

(平成 29 年 9 月 21 日 一部改正)